

○住澤政府参考人 先ほども申し上げましたとお

問をさせていただきたいと思います。

先日、国税庁は、二〇二〇年四月から二二年二

月までの、いわゆる新型コロナウイルスの影響を

全般の在り方については引き続き検討していくべき課題であると考えておりますが、他方で、法人

税率の引下げ、これを近年行つてゐるに当たりましては、課税ベースの拡大によつて財源を確保して引下げを行つてきているというような事情もございますし、一々個別の点については割愛いたしますけれども、そういう様な見直しが行われてゐるということも御留意いただければと思ひます。

○福田(昭)委員 今、アメリカのバイデン大統領が、法人税を引き上げると言つてゐるじやないですか。イギリスの首相も、法人税を引き上げると言つてゐるじやないです。それこそ、バイデンは、所得税も引き上げる、こう言つてゐる。それで、今や、世界では株主・金融資本主義の見直しが始まっているんですよ。お金でお金をもうける経済を直していく必要がある、こういう考え方になつてゐる。

アベノミクスの異次元の金融緩和で日銀が出し

ているお金は、四月十七日現在で、何と六百三十九兆三千億円も出している。しかし、そのうち当座預金に五百十七兆五千三百億円、そのうち四百五十五兆六十億円は準備預金残高だというんですよ。こんな金融緩和をして何になるんですか。どこの国を助けているだけなんですか。

○越智委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

今日は、消費税のインボイスの問題について質

うのをいろいろ考へないかぬところなんですが、

法令等々に基づいて適切に対応していくといふことが基本であります。

今、免税事業者の話が出ておりましたが、取引

排除とか不当な値下げとかいうものに対する懸

念、これはもう最初から、この話が出たときによく出た話なんですが、少なくとも、このインボイ

スの話が出たときに、いわゆる軽減税率というの

をやる場合にはこれは必ず必要になりますよ。

軽減税率を主張されたわけですから、共産党は、

間違いないでしよう。そのときに主張されていな

がら、必ずこれはインボイスがくつかざるを得

なくなりますよとあのときはよく申し上げたと思

いますが。

私もとしては、免税事業者への取引排除とか

不當な値下げに対する懸念というものが、あのとき

と言われる、顧客が消費者であるということは、

小売業やサービス業、いわゆるBトウーCの事業

者とか、得意先の事業者が簡易課税制度の適用を

受けているというような事業者、これはインボイ

スの交付を求められることはありませんから、そ

の上で取引排除が、当然のことだと思いますが、

生じるというのは考えられませんでしよう。

商売をしたことがあると分かるんだと思いますので、

商売をしていないと余りこの種のことは理解いた

だけないんですけれども。

もう一回言いますよ。BトウーCの場合に、ビ

ジネスから消費者といったような場合は、得意先

の事業者というのが、簡易課税制度、BトウーB

か、ごめんなさい、BトウーCの場合は、顧客が

われたような特例猶予を申請される等々、委員の

御指摘のような事情も含めて、事業の状態とか、

また資金繰り、様々な事情を踏まえた個々の経営

者とか企業者で、判断によるんじやないんですかね、当たり前的话ですけれども。

したがいまして、私ども国税庁におきましては、いわゆる特例猶予というもののが、やはり三つあると思ひます。

今日は、消費税のインボイスの問題について質

ることはありませんし、取引排除が生じるという

のはちよつと考へにくいので。全ての免税業者

について影響があるわけではありませんよ、B

トウーBの場合はいろいろな場合が出てくるだけ

であつて。

その上で、本制度の導入によって、いわゆるB

トウーBの取引というものにおいて不當に扱われ

るというようなことを回避せないかぬと言つてお

られるんでしよう。ちよつとそこのところ、B

トウーBとBトウーCの話がくちやくちやになつ

ていると、もう全然話が分からなくなつちやうか

ら。

その点で、例えば優越的地位にある、例えば卸

の方が小売に対してとか親会社の方が子会社に対

してとかいうようない、地位を利用して一方的に不

当な値引きを求めるということがないように、い

わゆる独禁法とか下請法とかいった関連法令に基

づいて適切に対処していくと、いうように承知をし

ておりますので、制度の導入に向けて、これはま

だ始まつてはおりませんけれども、いろいろ、周

知広報を始めとして、きちんととした必要な取組を

進めていかねばならぬところだと思つております。

○清水委員 少なくとも我が党は、一昨年の複数税

率の導入と一〇%の増税には反対しております

し、よく麻生大臣は商売しているから云々とおつ

しゃいますが、我々国議員は、商売している経

験があるなしにかかわらず、国民の様々な要求や

税制についてはしっかりと熟知した上で質問する

ものだと考えておりますので、余りそういうフィ

ルターは通さない方がいいというふうに思うんで

すが、いずれにしても、全ての事業者は、そういう

不當な圧力はないかもしないが、そういう場

合があつた場合には独禁法とか下請法等で対応

することが必要だというふうにおっしゃられまし

た。

免税事業者が取引排除や不當な値下げ圧力に対

して取れる対応というのは、やはり三つあると思

うんですよね。一つは、もう課税業者になる。分

かりました、では消費税を払います、取引していくださいと。二つ目は、値下げ圧力を受け入れる。おまえのところは仕入れ額控除ができるからそん分下げる、こういう値下げ圧力。三つ目は、もうその仕事を諦める、廃業を含む諦めですよね。

この三つしかないと思うんですね。

平成三十一年一月二十六日の当委員会で、我が党の宮本徹議員の質問に対し、財務省の当時の主税局長が、インボイス制度の導入により二千四百八十億円の增收を見込んだ試算について説明しました。そこでは、四百八十八万者の免税業者のうち百六十万者程度が課税業者に転換すると答弁しました。

委員御指摘の試算につきましては、平成二十七年九月調査等を基にして推計した免税事業者のないしかるべきこと、これは間違いないですか。端的にお答えください。

○住澤政府参考人

お答え申し上げます。

委員御指摘の試算につきましては、平成二十七年九月調査等を基にして推計した免税事業者のないしかるべきこと、これは間違いないですか。端的にお答えください。

○住澤政府参考人

お答え申し上げます。

委員御指摘の試算につきましては、平成二十七年九月調査等を基にして推計した免税事業者のないしかるべきこと、これは間違いないですか。端的にお答えください。

払えと言っているに等しいんですね。

内閣官房等が今年二月二十六日に公表したフリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインのパブリックコメントには、次のような意見がありました。

三年間、八〇%仕入れ税額控除が可能であるといふので、インボイスの導入による影響はないといふことになりますし、また、相手が本則事業者、本則の課税をやっている事業者であっても、免税事業者からの仕入れについて、インボイス導入後う仕組みも設けられております。

また、実際の取引関係というのは様々な条件に沿りますと、制度開始後にこの百六十万者が課税転換をしなければいけない、そういう性格の試算ではないというふうに御理解いただければと思います。

○清水委員 機械的に割り出すとそうなるということをお認めになりました。

課税業者への転換圧力が想定される業者の一つが、いわゆる建設業の一人親方なんですね。

国土交通省の建設業の一人親方問題に関する検討会のアンケート調査によると、免税業者であれば、インボイス制度が令和五年度から施行されるることにより、一人親方の仕事が少なくなるという現場の声を紹介しております。

約五十一万人いるとされる一人親方の平均年収は約四百万円です。仮に課税業者になつた場合、ほとんど経費がかかりませんので、約四十万円の消費税の納稅が発生するわけです。取引先、つまり元請会社が業務委託契約の金額を四十万円増や乗じて、百六十万者程度と機械的に試算をしたものがございまして、先ほどのお話を伺いますと、BトウーC、BトウーBで分けますと、BトウーCに関してはインボイスは基本的に関係がない、BトウーBについては四割くらいなので、それをざっくり掛けた百六十万者という試算でございました。

他方、この試算につきましては、あくまで機械的な掛け算による試算でございまして、先ほど大臣からもお話をありましたように、BトウーBの取引の場合であつても、相手方が売上高五千万円以下、課税売上げ五千万円以下の小規模な事業者であつて簡易課税の適用を受けている場合には、

ましては、これらの仕入れ税額控除が可能になること

でございます。

したがって、現在の契約金額に更に一〇%上乗せした金額がもらえない手取りが減ってしまうとか、そういうことは必ずしもならないという

ことでございまして、さらに、先ほど申し上げましたように、実際そういう状況になつたときの契約金額については、労働の需給がありますとか、一人親方の方が提供している技術やサービスの水準ですとか独自性、様々な取引条件の影響を受けるものでございますので、一概に、どういつた納稅状況あるいはその帰着状況になるかという

ことをお答えすることは難しいとということを御理解いただければと思ひます。

○清水委員 住澤局長のお話は、全くこれは机の上だけでお話をされておられまして、現場の実態を全く鑑みていいないと言わざるを得ないんです

ね。

うえの賢一郎委員、当委員会の与党筆頭でありますが、昨年九月七日、日本税理士政治連盟から要望を受けておられまして、調べました。この政治連盟がこう言っているんですね、令和三年度重

点要望で、免税事業者が適格請求書、インボイスを発行できないことに伴い、取引から排除されることや、また、不当な値下げの圧力等により経営状態が圧迫されることのないように対策を講じなければならない。

住澤局長は、猶予期間を設けるだとか、いわゆる簡易課税も選ばれると言いますが、税理士連盟の方々が当委員会の筆頭理事に、こういう懸念があると言つて要望しているじゃありませんか。そういうところをしっかりと見ないと駄目ですね。

結局は、住澤局長は、身銭を切つて事業者に

払えと言つてはいるに等しいんですね。

内閣官房等が今年二月二十六日に公表したフリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインのパブリックコメントには、次のような意見がありました。

二〇二三年十月に導入予定の消費税のインボイスでは、適格請求書を発行できない免税事業者からの仕入れは仕入れ額控除ができないとされています。

そのため、免税事業者から仕入れを行う事業者は、免税事業者に対して、仕入れ額控除ができることを理由に、取引価格の見直し、取引の停止、適格請求書発行の強要、事業者への登録の要求等を行うことが想定される。本ガイドラインで定義するフリーランスには免税事業者が多く含まれると想定されることから、どのような行為が独禁法、下請法に抵触する可能性があるのか、一般的な考え方や想定例を本ガイドラインにおいて示すべきである。こう書かれています。

そこで、私、公正取引委員会に今日は来ていただきました。免税事業者との取引は行わない、おそれと取引しても仕入れ額控除ができないことをお答えすることは難しいとということを御理解いただければと思ひます。

○田辺政府参考人

お答えいたします。

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由であり、課税事業者が、インボイス制度導入後においては、免税事業者との取引について、仕入れ税額控除を行なうことができなくなるということも理由としまして免税事業者との取引を見直して、その結果として免税事業者との取引を停止したとしても、その行為 자체は基本的には独占禁止法又は下請法上問題となるものではございません。

他方で、取引上の地位が相手方に優越している課税事業者が、免税事業者に対しまして一方的に著しく低い取引価格を設定し、不正に不利益を与えることとなる場合などの場合には、独占禁止法や下請法上問題となるおそれがござります。

いずれにいたしましても、免税事業者との取引における独占禁止法、下請法の適用につきましては、事案に応じて個別に判断していくこととなる

ということございます。

○清水委員　いや、個別に対応すると言われるんだけれども、今言つたような例が規制されないということであれば、誰が免税業者の苦しみを救つてくれるんですか。

今年二月二十五日の予算委員会第三分科会で、

やはり同じ委員の神田憲次委員がこのインボイス

の問題について質問されておられまして、そのと

きに住澤局長はこういうふうにおっしゃっておら

れるんですね。中小企業者の方が、インボイス

制度の導入に伴つて、例えばその優越的な地位の

濫用でありますとか、下請法に反する様々な被害

に遭わないようにということで、この辺は関係省

庁と連携して取り組んでまいりたいというふうに

考えております、これは住澤局長の答弁ですね。

ところが、今、公正取引委員会は、個々の例に

よるんだと。必ずしも仕入れ額控除ができるこ

とのみをもつてこれは規制にはならないと言うん

だつたら、結局、こうしたことで排除されたとし

ても、免税事業者は救われないじゃないですか。

結局、身銭を切つていわゆる消費税を払うのか、

課税業者になるのか、あるいは取引から排除され

るのか、廃業するのか。

ですから、住澤局長、あなたの自身でこの答弁を

されたわけですから、公正取引委員会等と連携し

て、こういうインボイスを発行できないという事

業者に対する不当な扱いは厳しく規制しますと

はつきり言つてくださいよ。

○住澤政府参考人　予算委員会の分科会におきま

して、私は、その優越的地位の濫用でありますと

か下請法に違反するような事態が生じないように

ということで、連携して取り組んでいくというこ

とで、今おっしゃられたとおりの答弁をいたしま

した。

先ほど公取からも答弁がございましたのは、独

禁法や下請法、こういったような法令に違反する

ものについては適切に対応していくという趣旨

だけだと思いますので、インボイスの導入に当た

りまして、こういった関係法令に違反する事態が

ないようについてことで、関係省庁連携して取り

組んでいくことは両者一致した考え方であ

るものについては適切に対応していくという趣旨

だけだと思いますので、インボイスの導入に当た

りまして、こういった関係法令に違反する事態が

ないようについてことで、関係省庁連携して取り

組んでいくことは両者一致した考え方であ

るというふうに考えておりますし、適切に対応し

てまいりたいというふうに考えております。

○清水委員　だから、それでは不十分なんです

よ。

ですから、いわゆる元請が例えば一人親方に仕

事を発注する際、その納期、技術、サービスなど

が同じであれば、仕入れ額控除ができるかどうか

ということをもつて判断するに決まっているじゃ

ないですか。

そのときに、それまで取引されていた事業者

が、インボイスを発行できないことによつていわ

ゆる取引を排除されるということが、優越的地位

の濫用あるいは下請法に違反するのか、こう聞

いたら、個々のケースによるとしか答えずに、そ

うやつて答弁をばぐらかしますから、これでは、

インボイスが導入され、幾ら猶予期間を持とう

と、私は救うことはできないというふうに思いま

す。

最後に、財務大臣に訴えたいのですが、今言い

ました日本税理士連盟もそうですが、日本商工会

議所、全国中小企業団体中央会、全建連、中小

企業家同友会、日本税理士連合会、全国青年税理

士連盟、税経新人会全国協議会等々が、インボイ

スは延期してほしい、少なくともこのコロナの下

で十月からの登録はやめてくれと訴えているわけ

ですが、そのことに対して、いわゆる与党だつ

て、これは税調が、こうした要求は届いているは

ずですから、そこをよく受け止めていただいて、

せめて十月からの事業者登録については延期をす

る、検討する、こういうふうにしていただけない

でしょうか。

○越智委員長　麻生財務大臣、申合せの時間が過

ぎておりますので、よろしくお願ひします。

○麻生国務大臣　時間が過ぎているようなので、

十月からの延期は考えておりません。それが一

番簡単な、時間なんだと思いませんけれども。

ちょっと私ども、申し上げておきますけれど

も、これは、複数税率を導入するということを決

めたときには賛成されたんですからね。適正な課

税を行うために必要なものとして、令和五年、二

〇二三年十月からの導入になつたのは、あのとき

に決まつたんじゃないですかね。(清水委員「し

ていません。していません」と呼ぶ)私の記憶で

はそうなつております。

したがいまして、賛成をされたんですから、そ

れを十月から実施されるということにされたん

じゃないの。違いますか。何か、私の記憶が違

っているかな。(清水委員「それに賛成していませ

んよ。複数税率に賛成していません」と呼ぶ)

○越智委員長　清水君、申合せの時間が過ぎてい

ますので、論点を簡潔にしてください。

○清水委員　当然分かつておりますが、複数税率

に賛成していませんので、そこだけ訂正していた

だいて、質問を終わります。

○麻生国務大臣　共産党はあのとき反対されたの

ね。失礼しました。

十月からの延期は考えておりません。それが一年延長できるという理解でよろしいですか。(発言する者あり)

○越智委員長　速記を止めください。

○越智委員長　速記を起こしてください。

○麻生大臣　既存の猶予制度を使って猶予ができるということを申し上げております。今、既存のやつがありますから、例の、猶予した場合に遅延しては延滞、昔と違つて今は一%の延滞といふので猶予できる。今まであるやつを更に猶予する場合は今使つているのは使えませんけれども、これまでのやつの、年率一%の分で猶予ができるということを申し上げております。よろしいですか。

○前原委員　私が聞いたポイントは、これからまた、言つてみれば、売上げが落ちて納税できないう方がいっぽい出てくると思うんですよ。そういう方々はどう考えるのかということです。

つまりは、納税猶予をしてしまいます。それでただけ、件数でいうと七・七倍、そして税額でいうと二十一・八倍になつてますよ。今年も納税できない人たちがたくさん出てくるんじゃないかということは想定されるわけですね。だから、それについては今年もそういうものをやるべきだと私は考えているわけですが、そういったことをやるおつもりがあるのかどうなのか。その点についてお答えください。

○麻生国務大臣　今おっしゃいましたように、これまでの実績というもののを見ますと、今約一・五

さい、移動を控えてください、会合、会食を控えてください、こういったことをお願いをしていくことになるわけあります。そうすると、鉄道業者、サービス業、観光業界などなど、大きな影響がこれからも継続するということを考えられるわけがありますが、まず、財務大臣に伺います。

この納税猶予制度は原則一年で、状況に応じて更に一年間延長できるということになつていますけれども、これはあくまでも去年の納税猶予が更に一年延長できるという理解でよろしいですか。

○越智委員長　速記を止めください。